

委託費（市）の概要

委託費（国）

国

人件費

管理費

生活費

委託費（市）

運営基本分

市

人件費

管理費

生活費

加配
加算

管理
加算

- ✓ 運営基本分 定員100%（標準時間）で積算した委託費に、定員の充足率（4/1在園児数※／定員数）に応じた調整率を乗じた額を支給します。
※ 9月までの入園予定園児を含む
- ✓ 加配加算 障がい児等に対応するための加配保育士の配置月数に応じて加算額を支給します。
- ✓ 管理加算 園舎の設立年に応じて加算額を支給します。

✓ 運営基本分

- 定員100%（標準時間）で積算した委託費に定員の充足率に応じて表のとおりของการ加算率を乗じて得た額を運営基本分とします。
- 運営基本分 = 委託費(定員) × 調整率

充足率 (%)	~85	84 ~80	79 ~75	74 ~70	69 ~65	64 ~60	59 ~
調整率	115%	110%	105%	100%	95%	90%	85%

✓ 加配加算

- 障がい等のある児童（保育士が常時、目を離すことができない児童）に対応するための加配職員に係る人件費を補填します。
- 加配職員は、原則、当該児童2人につき、1人とする。（従前と同様）
- 加算額 = 30万円 × 加配職員配置月数

✓ 加配加算基準①

**次の要件を満たし、市が訪問観察等により
適当と認めた児童**

- 障害者手帳又は特別児童扶養手当を受けている児童
- 各種相談機関から診断又は加配の必要性があると助言のある児童
- 診断・助言がない場合、叩く等の対人トラブルや多動・かんしゃく等がある児童

✓ 加配加算基準②

●いわゆる「グレーゾーンの子ども」は、原則、対象外です。

●「補助の保育士」 ≠ 「加配の保育士」

※事前に子育て支援課に相談してください。事前相談がない場合は、原則、当該児童に係る職員加算は認めません。

✓ 管理加算

- 園舎設立からの経過年数に応じて、表のとおり加算額を加算します。

経過年 (年)	0 ~5	6 ~10	11 ~15	16 ~20	21 ~25	26 ~30	31 ~
加算額 (円)	30万	50万	100万	150万	200万	250万	300万

◆ その他

- 第2子無償化（給食費）は、新たに補助金交付要綱を整備し、別途対応します。
- 保育士の配置数について、国の基準配置数を満たせば、上限はありません。
- 職員の役職について、制限はありません。（次長、主幹、副園長、主任、副主任など）